

| 平成30年度予算要望に対する回答   |  | NO. | 210 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答  |     |     |
| <p>Ⅲ 環境対策とごみ減量の推進を</p> <p>210 OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について，早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。</p> | <p>① 拡大生産者責任（EPR）をより重視した経費負担の枠組みづくりに関する国への要望については，市独自の要望に加え，全国都市清掃会議，全国市長会等を通じて，引き続き行ってまいります。</p> <p>② また，デポジット制度は地域単位での実施は難しいため，全国的な制度として実施するよう，全国都市清掃会議，全国市長会を通じて，引き続き国へ要望してまいります。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |   | NO. | 211 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |     |
| 211 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。 | <p>① 有料指定袋制は、家庭ごみの減量促進と費用負担の公平化を図るために導入しているものです。市民の理解と協力により、家庭からのごみ量は、導入前と比較して29%削減でき、家庭ごみの収集運搬に係る直接経費だけでも年間約40億円もの大幅なコスト削減を実現しました。</p> <p>② 現在、ごみ減量を加速させ、ピーク時からのごみ半減である39万トンの達成に向け、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」をはじめとする新しい施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を推進しております。</p> <p>③ 本市唯一の最終処分地である東部山間埋立処分地を少しでも長く使用し、次世代につなげていくためには、ごみ減量を更に力強く進めていく必要があります。家庭ごみの減量に大きな効果を上げてきている有料指定袋の価格の引下げは適切でないと考えております。</p> <p>④ 家庭ごみ有料指定袋制による有料化財源については、京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申や市民の御意見を踏まえ、ごみ減量・リサイクルの推進、まちの美化の推進及び地球温暖化対策の三つの分野の事業に活用しており、今後とも、活用事業の点検、見直しを行うとともに、「見える化」を推進し、また、市民に分かりやすくお知らせし、御理解いただくなど、有効に活用してまいります。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答                         |  | NO. | 212 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容                                  | 回 答  |     |     |
| 212 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大すること。 | <p>① 缶・びん・ペットボトルの収集については、三種類を別々に収集することに比べて、収集運搬が効率的で、大幅な低コスト化が図れることや、収集運搬により発生する排ガス等の環境負荷の低減を図れること、また、市民の分別の取組に、過度な負担をかけないことなどから、合わせて収集しているものです。</p> <p>② また、まち美化事務所が市民の身近な場所へと出向いて資源物18品目と有害・危険ごみ4品目を合わせた22品目の回収を行う移動式拠点回収事業を実施するとともに、これまで燃やすごみとして排出されることの多かった木の枝や落ち葉を資源ごみとして収集・リサイクルする「せん定枝の分別・リサイクルモデル推進事業」を実施しております。</p> <p>引き続き、資源物の回収量の増加と分別・リサイクルの徹底を図ってまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式拠点回収事業 16,500千円</li> <li>・資源物回収拠点の設置 52,541千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成21年 4月 使用済てんぷら油、蛍光灯、リユースびん、乾電池、紙パックのうち3品目以上回収する拠点を資源物回収拠点と位置付け、拠点数の拡大を推進</p> <p>平成22年 4月 古紙、雑がみ、古着類、小型家電等の拠点回収の開始</p> <p>平成23年 4月 充電式電池、ボタン電池、使い捨てライター等の拠点回収の開始</p> <p>平成24年 2月 移動式拠点回収モデル事業を実施</p> <p>平成25年 9月 移動式拠点回収事業の本格実施</p> <p>平成26年 6月 雑がみの分別・リサイクルの全市展開の開始</p> <p>11月 移動式拠点回収事業の拡充</p> <p>平成28年10月 せん定枝の分別・リサイクル推進モデル事業の開始</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |   | NO. | 213 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |     |
| 213 事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を強化すること。 | <p>① ピーク時からのごみ半減という目標を掲げ、市民、事業者の御理解と御協力の下、ごみ減量の取組を推進しておりますが、事業ごみの減量についても、排出事業者に対する訪問指導やチラシの配布を通じて、事業所内でのごみの分別の実施方法、減量方法、再資源化ルートの構築等について提案するとともに、特に、平成28年4月から事業者に対して義務化した雑がみ等の分別を中心に周知・徹底しているところです。</p> <p>さらに、各クリーンセンターでの搬入物検査において、不適物の混入や分別が不十分であることが判明した事業所に対して、当該排出事業所を訪問のうえ、適正なごみ排出に向けた指導や啓発を実施するほか、延べ床面積1,000㎡以上の大規模事業所(2,473件(平成29年12月末現在))及び市内の店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者(49社1,146事業所(平成29年12月末現在))に対し、減量計画書の提出を求め、立入調査を行うなど、直接、指導等を実施しております。</p> <p>② 平成30年度においても、事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける事業所を拡大していくなど、きめ細やかな指導・啓発を行ってまいります。また、収集運搬業者に対しても、引き続き、各事業所への立入りやクリーンセンターにおける事業ごみの搬入物検査を通じて分別指導を行ってまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新・京都市ごみ半減プラン」の進ちょく管理 13,900千円</li> <li>・事業ごみ減量、分別・リサイクル対策 15,660千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成23年 7月 事業ごみ減量ニュースレターを発行(以後、毎年5回発行)</p> <p>9月 京都三条会商店街における事業ごみ減量に向けたワークショップを実施(平成23年度に3回実施)</p> <p>平成24年 7月 クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答 |  | NO. | 213 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答  |     |     |
|                  | <p>平成24年10月 造園業者等による剪定枝・刈草のごみ減量に向けたワークショップを実施（平成24年度に3回実施）</p> <p>平成25年 3月 廃棄物の適正処理ガイドブックを発行</p> <p>平成25年 9月 コンビニエンスストア2店舗において、雑がみの分別回収等を行う「特定食品関連事業者廃棄物減量対策モデル事業」を実施</p> <p>11月 龍谷大学における事業ごみ減量に向けたワークショップを実施（平成25年度に3回実施）</p> <p>平成26年10月 事業所における紙ごみ等のごみ減量モデル事業を実施</p> <p>平成27年 9月 中小企業向け紙ごみ減量対策事業の実施</p> <p>10月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」施行</p> <p>11月 事業者に対する紙類の分別啓発チラシの発行</p> <p>&lt;平成29年度の立入指導等件数（平成29年12月末現在）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所 965件</li> <li>・特定食品関連事業者 16件（本社等 0件，店舗 16件）</li> </ul> <p>&lt;平成29年度の搬入物検査に係る事業所訪問指導（平成29年12月末現在）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導実施件数 332件</li> </ul> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |   | NO. | 214 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |     |
| <p>214 防鳥ネットの管理については、通行の安全を確保すること。また、交通の安全確保を条件に防鳥用柵の無償貸し出しを行うこと。</p> | <p>① ごみ排出時のカラス等によるごみ散乱被害の防止のため、平成18年度から防鳥用ネット貸出事業を実施しており、使用にあたっては、通行の安全を確保するよう、注意喚起を行っております。</p> <p>本市は狭あい道路が多く、スペースを要する防鳥用柵の使用については、事故を誘発する恐れもあることから、安全性の課題など十分な検討が必要であると考えております。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 11,300千円</li> </ul> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年8月 家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業開始</li> </ul> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

215 家庭ごみの雑紙分別収集は、出し方について年1～2回、周知徹底を強化し、市収集回数を現行の月1回からさらに増やすこと。

① 雑がみについては、平成26年6月から、①地域の「コミュニティ回収」による回収、②古紙回収業者による回収、③（①及び②が難しい場合）「小型金属類・スプレー缶」の収集日での回収（毎月1回）を3つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を全市で実施しております。また、平成27年10月に施行した、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」において、雑がみなどのリサイクルできる紙類の分別を義務化しております。

② 家庭からの紙ごみについては、市民の御理解・御協力により、着実に分別・リサイクルが進んでおりますが、引き続き、まち美化事務所やエコまちステーションが地域へ出向いて、きめ細やかな啓発や相談・支援を行っていくとともに、当面は現行の回収の仕組みを継続しつつ、コミュニティ回収など、市民、事業者の主体的な分別・リサイクルを促進する仕組みを拡充・強化してまいります。

**（経過・これまでの取組等）**

平成24年 8月 雑がみ保管袋のコミュニティ回収団体への配布

平成25年 7月 包装紙等の「雑がみ」の分別リサイクル拡大に向けた社会実験を実施

平成26年 6月 京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開

平成27年 2月 雑がみ保管袋の市内全世帯への配布開始

10月 「しまつのこころ条例」の施行による、リサイクルできる紙類の分別義務化

## 要 望 内 容

## 回 答

216 分別・ごみの出し方を市民に丁寧に説明し、繰り返し周知すること。分別違反シールの貼付については基準を明確にすること。個人情報やプライバシー保護に抵触するごみ袋の開封調査は行わないこと。

① 市民へのごみの分別・リサイクルの促進・啓発については、ごみ減量の取組や「雑がみ」、「プラスチック製の容器と包装」等の分別・リサイクルについて、市内各地で開催する地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」や、身近な地域まで出向いて資源物を回収する「移動式拠点回収事業」などで直接対面して御説明するなど、引き続き、周知・啓発を徹底してまいります。

② ごみ袋の開封調査については、分別を義務化している品目が大量に混入しているなど、一見して明らかに分別が不十分なおみ袋が排出されている場合には、シール貼付による残置啓発を行うとともに、排出状況の悪い場所を把握のうえ、チラシの回覧や各戸配布、排出場所での啓発活動を繰り返し行うなど、まずは分別ルールの周知・啓発を徹底しております。

それでもなお改善が見られない場合は、ごみの減量・適正処理と公衆衛生の確保のため、市民に公平に分別義務を果たしていただくよう、市が責任を持って違反者を特定し、直接指導する必要があります。そのため、違反者を特定する方法が他にないときは、最終手段として開封調査を行っております。開封調査にあたっては、従事する職員をプライバシー・個人情報保護に関する研修を修了した特定職員に限定し、事務所において開封を行うなど、プライバシーの保護に十分配慮をいたすよう実施しております。



| 平成30年度予算要望に対する回答  |   | NO. | 217 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |     |
| 217 「空き缶持ち去り禁止」を規定する「京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第41条(1)は削除すること。 | <p>① 空き缶等の資源ごみの持去り行為に対しては、市民のごみ減量・リサイクル意識の後退の防止、資源ごみ収集場所の清潔の確保の観点から、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い、平成23年4月から禁止しております。</p> <p>② また、毎週水・木・金曜日に資源ごみ持去り防止パトロールを行っており、持去り行為の状況把握と持去り行為者に対する禁止の指導を行うとともに、ホームレス支援（福祉施策）を記載したチラシを配布し、周知・啓発を行っております。<br/>今後とも、持去り行為の防止及び福祉施策への誘導に取り組んでまいります。</p> |     |     |

| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答                           |   | NO. | 2 1 8 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |       |
| 2 1 8 電動式生ゴミ処理機及び生ゴミコンポスト容器の普及をはかるため、助成制度を拡充すること。 | <p>① 生ごみの減量及び資源化を促進し、市民のごみ減量等に対する意識の向上を図るため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成制度を平成18年度に創設しました。その普及を図るため、市民しんぶん等を活用した制度の周知はもとより、エコまちステーション等が参加する地域のイベントで現物を展示し、会場において助成の申込受付を行っております。</p> <p>引き続き、市民が購入助成制度を利用しやすいよう工夫し、効果的な啓発に努めるとともに、保育所等の生ごみ処理機購入助成事業についても、更なる普及に努めてまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 9, 100千円</li> <li>・生ごみ減量推進事業 27, 700千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;平成29年度助成件数(平成29年12月末現在)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動式生ごみ処理機 153件</li> <li>・生ごみコンポスト容器 29件</li> <li>・保育所等に対する生ごみ処理機 3件</li> </ul> |     |       |

## 要 望 内 容

## 回 答

219 自動車流入抑制を強め、NO<sub>2</sub>の市環境保全基準を達成し、さらに、観測地点を増やし、基準を引き上げること。

① 京都市内における二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の濃度は減少傾向にあり、平成28年度に初めて、全14箇所の大気常時監視測定局で国の環境基準及び市環境保全基準を達成しております。測定地点は、本市への自動車の流入状況等を考慮した上で適正に配置をしております。

なお、現行の市環境保全基準については、京都市公害対策審議会（現在の京都市環境審議会）の答申に基づく適正な基準であり、継続的に全測定局で達成できることを目指してまいります。

② また、市内への自動車流入抑制策として、平成29年度に、国のETC2.0データも活用し、一部の大規模駐車場を重点利用促進駐車場として選定したうえ、観光シーズンである11月を中心に、ラジオ放送や国道等の道路情報板を活用した広報を実施するとともに、カーナビによる満空情報の提供、路上看板やルート検索アプリを活用した誘導等を実施することで、重点的に利用促進を実施しました。

平成30年度についてもこれまでの取組結果を踏まえ、市内の車の流入抑制に効果的なパークアンドライド駐車場への誘導強化を継続してまいります。

③ さらに、「京都市自動車環境対策計画<2011～2020>」に基づき、市内を走行する自動車のエコカーへの転換を図るため、引き続き、事業者に対する天然ガス車等への導入補助を行うとともに、エコドライブの普及啓発等、NO<sub>2</sub>の排出削減に努めてまいります。

④ NO<sub>2</sub>の固定発生源であるばい煙発生施設を設置している工場・事業場については、大気汚染防止法や本市独自で燃料指導基準等を定めた京都市大気汚染対策指導要綱に基づく届出審査や立入調査を行うことにより、排出基準や指導基準の遵守を指導し、ばい煙の削減に努めてまいります。

（次ページに続く）

| 平成30年度予算要望に対する回答 |   | NO. | 219 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答   |     |     |
|                  | <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市低公害車普及促進事業 1,006千円</li> <li>・エコドライブ推進事業 1,669千円</li> <li>・観光地等交通対策(「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦) 24,150千円</li> <li>・パークアンドライド利用の促進 6,170千円</li> </ul> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

220 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺の環境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。

① 岡田山撤去事業については、地権者の1人である事業者が他の地権者の同意を得て、自らの責任と費用負担により実施しているものであり、基本的に民有地の形質変更の範囲については、土地所有者において決定されるべきものと考えております。

なお、事業者の撤去計画では、現状の地盤面から上部を撤去し、跡地利用を可能とする内容となっております。

② 撤去事業に係る環境調査については、周辺地域の生活環境保全の観点から、事業者が定期的実施しております。本市としても、事業者の調査結果を検証するとともに、自ら周辺環境の調査を実施しており、調査結果の概要を本市ホームページで公表しております。

今後も、撤去事業が安全かつ適正に実施されるよう、事業者への指導・監督を行うとともに、環境調査の実施及び公表に努めてまいります。

③ 鎮守池周辺の不法投棄対策については、フェンスを設置するとともに、除草を行うなど、不法投棄を防止する取組を行っているところです。

今後も住民・事業者及び大学生との共汗により清掃活動等に取り組んでまいります。

**(平成30年度予算額)**

- ・ 岡田山撤去関連事業 5,400千円
- ・ 鎮守池周辺の不法投棄対策 2,800千円

| 平成30年度予算要望に対する回答                                |  | NO. | 221 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| 221 伏見区醍醐陀羅谷地域の環境保全のため、民間業者による産廃処分場建設計画を認めないこと。 | <p>① 当該処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法（以下「法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可が必要であり、本市が所管しておりますが、施設の構造基準や維持管理基準などの法に定める基準を満たせば許可しなければならないものとされております。</p> <p>② 当該計画は、1ヘクタールを超える民有林の開発を伴うことから、京都府林地開発行為の手続に関する条例（以下「林地開発条例」という。）に基づく手続を経て、森林法に基づく林地開発行為の許可及び農地法に基づく農地転用の許可が必要であり、これらはいずれも京都府の所管となっております。</p> <p>③ 平成27年6月に、林地開発条例に則り、京都府により事業計画の内容が公告・縦覧され、その後、地域住民からの意見書及び事業者からの見解書が提出されましたが、林地開発条例により求められる事業者と地域住民との協定の締結に至っていない状況です。</p> <p>④ 法に基づく最終処分場の設置許可申請については、京都府の林地開発条例の手続を経て、林地開発行為の許可申請の收受と同日付けで行うことが見込まれるため、これまでから申請の内容について事業者と十分な事前協議を行ってまいりました。</p> <p>⑤ この事前協議においては、大津市の地元住民、大津市長から寄せられている要望を踏まえ、事業者に対して指導を行い、当該計画の構造及び維持管理面において、当該処分場の設置による環境負荷の低減が図られたところです。引き続き、林地開発条例の手続が進展した際には、必要な指導を行ってまいります。</p> <p>⑥ なお、法では計画地に至る道路の確保が許可の要件にはなっていませんが、当該計画に係る搬入ルート上に私道が存在し、設置工事を行うための車両及び廃棄物搬入車両も通行できない状況であることから、その通行に関する問題が解決しなければ、最終処分場の設置申請は事実上受け付けできないことを事業者は理解されております。</p> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

222 南部クリーンセンター第2工場に計画されている建設費2億5千万円の展望台は、不要な施設であり、建設を中止すること。

① 南部クリーンセンター第二工場（仮称）については、多くの方々にお越しいただき、楽しみながら、環境保全の重要性や意義を学んでいただける、環境学習施設を併設した、市民に親しまれる施設として整備を進めております。

② 平成19年3月に、横大路地域と本市が協働して策定した「伏見ルネッサンスプラン」において、宇治川沿岸地域を「産業・環境教育地区」と位置付け、「環境教育のメッカを目指し、地球温暖化を防止するための京都議定書が採択された環境共生型都市・京都のシンボルゾーンとしての役割を果たす地区となるよう整備を進める。」、「開かれた地区づくりと気軽に来訪できる空間づくりが重要である。」といったことを謳っており、横大路地域の方々は、負の施設として認識されていた環境関連施設のイメージを逆転させることを強く望まれております。

③ また、煙突に併設する展望台については、京都ならではの素晴らしい眺望景観を一望できる場として、クリーンセンターに来ていただくためのきっかけとするとともに、眼下の桂川・宇治川やかつて存在した巨椋池、周囲を囲む三山などの自然環境や、横大路地域の歴史、地勢などの生きた教材を、タブレットなどを用いて学習する環境学習施設の一部として整備してまいります。

さらに、ビオトープや屋上広場等を設置し、憩いやくつろぎの場とするとともに、駐車場を確保し、アクセスの問題についても、必要な対策を検討してまいります。

**(平成30年度予算額)**

・南部クリーンセンター第二工場（仮称）整備 11,470,948千円

| 平成30年度予算要望に対する回答 |  | NO. | 222 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答  |     |     |
|                  | <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 8月 次期クリーンセンター整備方針を策定<br/>8月～ 平成20年4月 環境影響評価制度の手法を実施</p> <p>平成23年 2月 「循環型社会形成推進交付金」に係る地域計画(第2期)を策定</p> <p>平成24年度 「京都市南部クリーンセンター第二工場(仮称)建替え整備工事」発注仕様書を作成</p> <p>平成25年 5月 同工事の入札の公告<br/>10月 同工事の契約を締結, 設計に着手</p> <p>平成26年 4月 同工事の着手</p> <p>平成27年 7月 京都市南部クリーンセンター第二工場(仮称)建替え整備工事に伴う電気設備工事, 衛生設備工事及び空気調和設備工事の入札の公告<br/>8月 建物新築工事着手<br/>12月 京都市南部クリーンセンター第二工場(仮称)建替え整備工事に伴う電気設備工事, 衛生設備工事及び空気調和設備工事の請負契約を締結</p> <p>平成29年 3月 土壌汚染対策工事及びインフレスライド条項の適用に伴う変更契約の締結</p> |     |     |



| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 223 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| <p>223 本市が計画している、バイオガス化施設は、安全性と安定性に欠け、ごみ分別の取組にも逆行し、多額の税金を投入するものであり、建設を中止すること。</p> | <p>① ごみ焼却施設に併設するバイオガス化施設は、生ごみ等を発酵させてから再生可能エネルギーを作り回収するもので、バイオマスの利活用による再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、エネルギー回収の最大化と温室効果ガスの削減を図ることができること、水分が多い生ごみを取り出してバイオガス化することで、焼却するごみの発熱量がアップし、焼却施設での発電量の上昇が見込めることなど、多くのメリットがあります。</p> <p>また、バイオガス化施設は技術的にも確立されており、既に全国で40を超える施設が稼働しております。</p> <p>今後とも、平成31年度の稼働を目指し、着実に整備を進めてまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <p>・南部クリーンセンター第二工場(仮称)整備 11,470,948千円</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 224 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| <p>IV 青年がいきいきと住み続けられる京都市を</p> <p>224 国公立大学の学費を引き下げ、私立大学等経常費補助金（私学助成金）充実を国及び府に求めること。市としても現在の奨学金受給者数等の実態調査を定期的に行い、独自の奨学金制度や京都市民を対象とした助成制度を創設すること。</p> | <p>① 本市では、学生が安心して学べる環境づくりが非常に重要であると認識しており、これまでから、国に対して、給付型奨学金の創設や無利子奨学金事業等の充実、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実など、学生の学びの環境が充実するよう要望してまいりました。また、京都市会から「返還不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」が国に提出されております。</p> <p>② こうした要望の結果、平成29年度、経済的理由によって進学を断念することがないように、初めて国において給付型奨学金が制度化されました。また、無利子奨学金の予算についても増額され、低所得者世帯の子どもに係る成績基準が実質的に撤廃されるとともに、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与などが実施されております。さらに、国の平成30年度予算政府案では、給付型奨学金の本格実施をはじめ、無利子奨学金の貸与人員を増員するなど、奨学金事業の予算が増額されており、また、国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の増額などが盛り込まれております。</p> <p>③ 学生を取り巻く実態については、日本学生支援機構などの調査や各大学との情報交換を通じて把握に努めてまいります。</p> <p>④ 奨学金は、全国の学生の2人に1人が活用していることに加えて、京都で学ばれる学生は全国から来ておられ、また、京都の高校生は全国の大学や短期大学に進学されていることから、まずは国において全国規模で充実が図られるべきものと考えており、今後とも、学生が安心して学べる環境の充実に向けて、国に対して引き続き要望してまいります。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答                      |   | NO. | 225 |
|---------------------------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容                               | 回 答   |     |     |
| 225 市立芸術大学の学費を引き下げること。現学舎の施設の改善を図ること。 | <p>① 市立芸術大学は平成24年度から公立大学法人による運営に移行しており、学費をはじめ「市立芸術大学が徴収する料金」は、地方独立行政法人法に基づき、法人がその上限を定め、議会の議決を経て、設立団体の長である市長の認可を受けるものです。学費の引き下げは、この上限の範囲内において、法人の運営に委ねられています。</p> <p>② 市立芸術大学の移転整備までの間、現在地において学校施設の機能や安全性を保持するとともに、更なる教育研究環境の向上を図るため、大学と協議しながら必要な工事・修繕等を見極めて実施しているところです。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 226 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| 226 市立芸術大学の移転基本計画については、教学環境の向上を図るものとする。また、学生、教職員、移転元・移転先の地元の意見を反映させること。 | <p>① 市立芸術大学の移転整備基本計画については、教職員をはじめとする関係者からの意見を基に検討を進め、平成29年2月にはパブリックコメントを実施し、幅広い方々からの御意見も踏まえたうえで、平成29年3月に策定しました。</p> <p>② 移転整備基本計画においては、キャンパス整備における重点項目として、「学びと創造、研究とその深化のための環境を充実」を掲げており、分野を横断した新たな試みに対応し、想像力を高め、更に創造的な芸術を生み出す、高度で多様な研究・教育環境を整えることとしております。</p> <p>③ 現在進めている基本設計においても、教職員はもとより、学生、地元など幅広い方々との対話を通じて、より良いキャンパスとなるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術大学移転整備事業 13,040千円</li> <li>・移転整備プレ事業 7,000千円</li> </ul> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

227 ニート・引きこもり・不登校など，社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査を行い，支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。必要に応じて関係各機関でのケース会議の開催等，集団的な支援体制を確立すること。就労その他社会的疑似体験・訓練の機会と場を，公的にまたは民間事業所の協力を得て設けること。

- ① ニート，ひきこもり，不登校など，社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援については，平成22年10月に「子ども・若者総合相談窓口」及び幅広い分野の関係機関で構成する「京都市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）」を設置し，総合的・継続的な支援に取り組んでおります。
- ② 市域内に，推計で約7千人おられるひきこもりの方への支援のあり方については，国や他都市等との情報交換や専門家からの御意見をお聴きする中で課題等の把握に努めており，引き続き，関係機関との連携の下，協議会による支援の主導的役割を担う子ども・若者指定支援機関（（公財）京都市ユースサービス協会。以下「指定支援機関」という。）に配置した支援コーディネーターが適切な支援を組み合わせながら，困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組んでまいります。
- ③ また，指定支援機関においては，必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど，各関係機関との連携を図っております。
- ④ 加えて，指定支援機関における「NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業（平成23年度創設）」により，困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組む民間団体を助成し，居場所事業や就労体験事業などの支援環境の充実を図るとともにNPO等と一体となった支援に努めております。

**（平成30年度予算額）**

・子ども・若者総合支援事業 40,968千円

**（経過・これまでの取組等）**

平成22年 4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行  
10月 「子ども・若者総合相談窓口」開設

| 平成30年度予算要望に対する回答   |   | NO. | 228 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答   |     |     |
| 228 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所単位に設置すること。中学生・高校生にも児童館の利用について紹介、広報すること。 | <p>① 青少年活動センターについては、市内に7箇所設置し、相互の連携を図るなどのネットワーク化に努め、全市の青少年の自主的な活動を支援しているところです。なお、現時点で新たに青少年活動センターを設置する考えはありません。</p> <p>② 児童館における中学生・高校生を対象とした定期的な活動に対して事業費の加算を行うなど、積極的な取組を推進しており、それらの取組について、各児童館から中学校・高校の全校生徒及び学童クラブOB・OGへのチラシ配布、メール等を活用した広報を行っております。</p> <p>また、市内50箇所の児童館においては、中学生・高校生の他者に対する関心や共感の能力を高め、赤ちゃんに対する愛情の感情を醸成し、中学生・高校生の健全育成を図ることを目的として「中高生と赤ちゃんとの交流事業」を実施しており、地域の中学校・高校等に対して、広く参加を呼びかけております。</p> <p>引き続き、これらの取組を継続し、中学生・高校生の児童館利用の増加を図ってまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成計画推進 310,934千円</li> <li>・児童育成施設運営 4,158,164千円</li> </ul> <p>【児童館における学習支援事業の推進については新規、地域学童クラブにおける受入れ体制の充実については充実】</p> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

229 若い世帯や青年・学生などへの家賃補助制度を創設すること。

① 本市では、「はばたけ未来へ！ 京都市ユースアクションプラン」に基づき青少年施策を推進しておりますが、若者等であることが住宅の確保を困難にしているとは言えないため、若者等を対象とした家賃補助制度は実施しておりません。ただし、平成28年度からは、市営住宅において、若い世帯をはじめとする子育て世帯向けリノベーションを実施しているところです。

② また、民間賃貸住宅においても、これまでから実施している特定優良賃貸住宅の家賃補助制度を継続し、若年層の負担軽減に努めてまいります。

③ 併せて、子育て・若年層世帯が住まいを選択するうえで必要となる住情報についても、平成29年3月に開設した情報発信サイト（「京都市学区（元学区）別すまいの子育て環境検索サイト」）により、引き続き発信してまいります。

**（平成30年度予算額）**

- ・地域優良賃貸住宅供給促進事業（旧特定優良賃貸住宅制度）491,260千円
- ・子育て世帯向けのリノベーション（市営住宅）277,910千円
- ・子育て・若年層世帯へ向けた住情報の発信事業350千円

**（経過・これまでの取組等）**

<特定優良賃貸住宅の家賃減額補助件数>  
平成29年度 98団地，1,988戸

| 平成30年度予算要望に対する回答   |  | NO. | 230 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答  |     |     |
| <p>230 ブラック企業規制条例を制定すること。また、生徒・学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。特に大学新生に対して、ガイダンスと合わせて教育をおこなうこと。京都市として独自の実態調査・相談窓口・対策室などを充実させること。</p> | <p>① ブラック企業の規制に関しては、労働局では、法律に基づく厳しい調査・監督指導の徹底を、市・府では、ネットワークを生かしたブラック企業・ブラックバイト対策の周知、啓発を行うなど、それぞれの機関が担うべき役割を果たしております。また、国においては、一定の労働基準関係法令違反のある事業所について、ハローワークで求人申込を受理しないこととしているほか、公表事案について、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページで一定期間掲載することとするなど、取組が強化されております。</p> <p>② 本市では、これまでから、労働局・府・教育機関等と連携し、学生の視点で作成した啓発動画の発信、企業経営者向けセミナー、WEBサイト「京のまち企業訪問」による「若者応援企業」の発信及び中学生から大学生に至るまでの雇用・労働問題に関する学習を行っております。</p> <p>③ このほか、労働局や府が設置している市内9箇所の相談窓口に加え、本市においても学生が多く集うキャンパスプラザ京都にある「京都市わかもの就職支援センター」にブラックバイト相談窓口を設置するとともに、大学等において、働くルールを学ぶセミナーや相談会を実施しております。</p> <p>④ さらに、大学新生に対しては、新生向けの自治会・町内会加入啓発チラシにブラックバイト相談窓口の案内を記載したほか、大学生が本格的にアルバイトを始める夏休み前の時期に合わせて周知カードを配布するなど、周知・啓発を強化しております。</p> <p>⑤ 実態調査については、平成28年3月に本市と労働局、府で設置した「京都ブラックバイト対策協議会」において、ブラック企業の実態を把握するための調査を実施し、ブラックバイトについての公的な相談窓口の周知や労働法制の啓発の不足などの課題が見えてきました。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p> |     |     |



|                     |   |     |       |
|---------------------|---|-----|-------|
| 平成 3 0 年度予算要望に対する回答 |   | NO. | 2 3 0 |
| 要 望 内 容             | 回 答   |     |       |
|                     | <p>⑥ これを踏まえ、平成 2 9 年度においては、労働法制の一層の啓発や公的な相談窓口の効果的な周知に向け、本市、労働局、府等で設置した「京都キャリア教育推進協議会」にワークルール等教育充実会議を設置し、高校、大学等での働くことに関する教育カリキュラムの充実に向けた検討を進めております。さらに、相談しやすい窓口のあり方やワークルール教育に対する学生のニーズを把握するため、府内の大学生・短大生を対象にアンケート調査を実施しているところであり、平成 3 0 年 3 月までに調査結果をまとめることとしております。</p> <p>⑦ ブラック企業・ブラックバイトの根絶に向けては、平成 2 9 年 1 0 月に開催された「京都労働経済活力会議」において、長時間労働の是正等とともに、オール京都で取り組むことを改めて確認されており、今後とも、働く全ての人がブラック企業・ブラックバイトの被害に遭わないよう、労働局や府とも連携を強化し、実態を踏まえた学生への周知・啓発など効果的な取組を推進してまいります。</p> <p><b>(平成 3 0 年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 6 4, 2 0 0 千円</li> <li>・CSR (企業の社会的責任) の推進支援 6 0 0 千円</li> </ul> |     |       |

| 平成30年度予算要望に対する回答   |   | NO. | 231 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答   |     |     |
| 231 京都市が持つあらゆる広報媒体を駆使して、ブラックバイト相談窓口やホットラインの周知強化を幅広く周知すること。 | <p>① 本市では、これまでから、市民しんぶん、市の広報板、京都いつでもコール、ホームページ及びフェイスブックなどで、ブラックバイト相談窓口やセミナー、相談会の周知を行ってまいりました。</p> <p>② また、ブラックバイトに関しては学生への周知が重要であると認識しており、学生の視点で作成した啓発動画の発信、企業経営者向けセミナーを実施するほか、1日26,000のページビューがあり、多数の学生が閲覧するWEBサイト「京のまち企業訪問」に各相談窓口の案内を掲載し、学生・企業に向け、分かりやすい周知・啓発活動を行ってまいりました。</p> <p>③ さらに、「京都市わかもの就職支援センター」のブラックバイト相談窓口について、市内38大学の学生課やキャリアセンターにおけるポスター掲示や、新入生向けの自治会・町内会加入啓発チラシへの案内の記載、大学生等への周知カードの配布等によって幅広く周知を行っております。このほか、同センターの相談員が大学に出向いて、直接、学生向けに啓発セミナーや相談会を実施するなど、効果的な周知に努めております。</p> <p>④ ブラック企業・ブラックバイトの根絶に向けては、平成29年10月に開催された「京都労働経済活力会議」において、長時間労働の是正等とともに、オール京都で取り組むことが改めて確認されており、今後とも、働く全ての人がブラック企業・ブラックバイトの被害に遭わないよう、労働局や府とも連携を強化し、実態を踏まえた学生への周知・啓発など効果的な取組を推進してまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 64,200千円</li> <li>・CSR(企業の社会的責任)の推進支援 600千円</li> </ul> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 232 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| <p>232 市及び市の各行政委員会，市からの補助金団体等においては，非正規労働者をなくすよう努力すること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。</p> | <p>① 本市及び関連団体等においては，多様化する行政需要に対応するべく，一般職員との適切な役割分担を踏まえ非常勤嘱託員や臨時的任用職員の活用を図っているものであり，今後も，適切な任用，配置に努めてまいります。</p> <p>② 経済団体に対しては，平成29年12月に，本市，京都労働局及び京都府が共同して「正規雇用の拡大と賃上げ，長時間労働の是正等」について要請を行ったところです。</p> <p>また，平成29年10月に開催された「京都労働経済活力会議」では，平成28年に引き続き，特に非正規率の高い観光関連産業等の正規雇用化と労働生産性の向上を推進することを確認しており，本市では，平成29年度から，京都府・経済界等との連携の下，専門家による相談支援や，首都圏をはじめとする求職者を対象とした市内中小企業の魅力発信を行うなど，正規雇用化を促進する取組を実施しております。</p> <p>今後とも，市内各企業における正規雇用の拡大に向けて取り組んでまいります。</p> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

## V 文化芸術・市民活動の振興，スポーツ環境整備の拡充を

233 京都会館の運営にあたっては，利用者の声や要望を聞き，必要な施設の改善を図ること。利用料を値下げすること。市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい運営・事業とすること。

① ロームシアター京都（京都会館）の運営にあたっては，貸館利用者や，来場者の意見を頂戴できる制度を設け，随時改善を図っているところです。

② 利用料金については，これまでの市民の方々の利用実績等を基に検討を行い，メインホール及びサウスホールの1階席のみの利用区分や全日区分など新たな料金区分を設けるなど，催物に応じて利用しやすい料金設定としております。

また，リハーサルや小公演に利用できるノースホールを新たに設け，より幅広いニーズに対応しました。

③ 平成28年1月の開館後，約1年にわたり，オープニング事業として，能楽や日本舞踊のほか，多彩な文化活動を実施したところです。

今後も，ロームシアター京都が文化芸術活動の拠点となるとともに，賑わいスペースも合わせて市民の憩いの場となるよう取り組んでまいります。

**（平成30年度予算額）**

・ロームシアター京都（京都会館）管理運営（指定管理料） 406,000千円

| 平成30年度予算要望に対する回答   |   | NO. | 234 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答   |     |     |
| <p>234 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。</li> <li>・鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は、無料とすること。</li> <li>・子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元や演劇関係者と連携し進めること。</li> <li>・施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。</li> <li>・京都市交響楽団の巡回演奏をさらに充実させること。学校への巡回演奏を行うこと。</li> </ul> | <p>① 京都市交響楽団において、市内5箇所の文化会館を会場に、低料金で身近に生のオーケストラ演奏に親しめる「みんなのコンサート」（プログラムにより0歳児から入場可能）を開催しております。平成30年度も、引き続き、福祉施設への訪問演奏を実施するほか、地元スポーツ団体や社寺等、京都ならではの場所に出向くなど、今後とも市民に顔の見える活動に取り組んでまいります。</p> <p>② また、市民が身近に伝統芸能に親しめるよう、市民狂言会において「子ども（初心者）向け」として、夏休み特別編を開催するとともに、大学生を対象として、京都市キャンパス文化パートナーズ制度による観覧料の減額を行っております。平成30年度は、引き続き、京都の演者等と連携し、中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業等に取り組んでまいります。</p> <p>③ 施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置については、未対応の文化会館等において、厳しい財政状況の中ではありますが、老朽化に伴う機能低下への確実な対応も含めた修繕全体の中で、優先順位を検討して進めてまいります。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |   | NO. | 235 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |     |
| <p>235 地域文化会館の売却は行わないこと。地域文化会館を上京，左京，下京，南区に新設すること。地域で文化活動を行っている団体を支援すること。</p> | <p>① 新たな文化会館の開設については，本市の財政状況が厳しい中，困難であると考えております。現在運営している各文化会館については，市民にとって使い心地の良いものであるよう，効率的な点検及び修繕を行ってまいります。</p> <p>② 文化会館では，市民の文化芸術活動をより一層活性化する拠点となるよう，「文化芸術活性化パートナーシップ事業」を実施し，文化会館とパートナー団体が協働で，市民に魅力ある舞台芸術を披露する「無料公演」や，未来を担う子どもたちを対象にワークショップ等を行う「教育プログラム」に取り組んでおります。また，当該事業においては，パートナー団体に対する支援として，練習場所として文化会館を利用する場合の会場利用料金の一部負担，公演等の情報発信，地域での活動機会のコーディネートを実施しております。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b><br/> ・文化会館運営管理 256,300千円</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 236 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| 236 市民が気軽に利用できるスポーツ施設について、大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の市立体育館を建設すること。 | <p>① 本市では、国際的、全国的規模の大会が開催できる京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）、武道センター、横大路運動公園体育館、地域体育館13箇所のほか、グラウンド、テニスコート、プールなど計42箇所のスポーツ施設を有しており、それぞれ多くの市民、競技団体に御利用いただいております。</p> <p>② また、「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」により市内のほぼ全てのスポーツ施設をインターネットで予約することが可能となっており、手軽に御利用いただける環境を整えております。</p> <p>③ 現在、府市協調による西京極総合運動公園の計画的改修、横大路運動公園の再整備・防災機能強化や、宝が池公園体育館（仮称）などの新規整備を進めているほか、既存の施設の維持改修にも取り組んでおります。</p> <p>④ 厳しい財政状況ではありますが、国の補助金等の確保に努めつつ、引き続き、多くの市民、競技団体にスポーツ施設を気軽に御利用いただけるよう、利用環境の改善、施設整備に取り組んでまいります。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答   |  | NO. | 237 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答  |     |     |
| <p>237 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談については、施設の設置者である京都市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多目的トイレの設置を急ぐこと。</p> | <p>① スポーツ施設の運営管理や維持修繕、市民から寄せられる相談等については、施設を日常管理している指定管理者と情報共有を密にして、本市も自ら現状の把握に努めております。今後とも指定管理者と連携して、責任をもった対応を行ってまいります。</p> <p>② 各施設において、市民の方が気持ちよく、楽しく御利用いただけるよう、立地条件等の実情を踏まえ、それぞれの施設が持つ特色も活かしながら、指定管理者と共に創意工夫を重ね、市民目線に立った運営を行ってまいります。</p> <p>③ また、西京極総合運動公園の計画的改修において、既存の多目的トイレの機能向上などの改修も行っており、今後も、全ての既存施設の老朽化対策の推進に当たっては、バリアフリー化等の観点も踏まえながら進めてまいります。</p> |     |     |



| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答  |   | NO. | 2 3 8 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容  | 回 答   |     |       |
| <p>2 3 8 横大路運動公園の再整備にあたっては、体育館の改修や設備機器等の充実についても計画をつくること。当面、屋外トイレは、改修を急ぐこと。</p> | <p>① 横大路運動公園の再整備については、災害時の広域防災拠点としての機能付加を含め、京都府内の運動公園として準広域・準基幹的な利用が図れるよう、府市協調により、硬式野球場や多目的グラウンド、園路、駐車場の整備を行う計画としており、体育館の改修等は予定しておりません。</p> <p>② しかし、体育館は開設から約30年が経過し、部分的な改修や設備機器の更新等が必要な状況であり、平成29年度においては、得点等電光表示装置の更新を実施しております。今後も、指定管理者との連携を密にして、計画的に必要な改修等を実施してまいります。</p> <p>③ また、再整備の中で屋外トイレの改修を計画しておりますが、完了するまでの間については、代替として、仮設トイレを設置し、御利用いただいております。今後も、改善が必要な箇所については、必要な対策を講じてまいります。</p> |     |       |

## 要 望 内 容

## 回 答

239 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナーズ制度については、スポーツ施設などへ利用施設の拡大を行うこと。対象を専門学生にも拡大すること。

- ① 文化施設やスポーツ施設の運営に当たっては、利用者に御負担いただく使用料（利用料金）に加えて、多額の一般財源を投入して運営しております。
- ② 文化施設の使用料については、施設の維持管理のため、利用される方にも応分の負担をお願いしているものであり、その引下げは、本市の厳しい財政状況を考慮すると、困難であると考えております。  
一方、こうした状況の中でも、市内小中学生、満70歳以上の高齢者及び身体障害者等に対する京都市美術館、京都市動物園、元離宮二条城、無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の観覧料等の免除を実施しております。  
また、京都の大学生に対する優待制度である「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象を50大学（（公財）大学コンソーシアム京都加盟大学数）の学生に拡大するなど、青年が各施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。  
その対象利用施設については、引き続き、新規開拓に努めるとともに、大学生に向け、制度の更なる周知を行ってまいります。
- ③ スポーツ施設の利用料金についても、文化施設と同様、その引下げは困難な状況ですが、青年等の割引制度として、中学生以下の子どもを対象とした利用料金の5割減免を実施しているとともに、身体障害者等及びその介護者については利用料金の一部免除を行っております。一方、利用促進を目的として、利用率の低い施設や時間帯において、利用料金の引下げを行っており、年齢等に関わらず、スポーツに親しみやすい環境づくりにも取り組んでおります。
- ④ 引き続き、各施設において指定管理者による意見箱設置、利用に関してのアンケートを行うなど、利用者の意見を参考にしながら、より一層親しみやすく利用しやすい施設となるよう改善に努めてまいります。

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 |  | NO. | 239 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答  |     |     |
|                  | <p>⑤ なお、京都市キャンパス文化パートナーズ制度については、公益財団法人大学コンソーシアム京都からの協力金を財源に事業を行っており、同法人に加盟する大学等の学生を制度の対象者として限定しているものです。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録・情報発信用システム管理運営費等 1,700千円</li> <li>※ 財源は、大学コンソーシアム京都の協力金等により充当する。</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成9年度 市内在住満70歳以上の高齢者について美術館主催展の入館料、動物園入園料、元離宮二条城入城料等を免除</p> <p>平成17年度 中学生以下の子どもについてスポーツ施設使用料の5割減免を実施</p> <p>平成21年度 市内高校生等について美術館主催展の入館料を無料化</p> <p>平成22年度 全ての中学生について動物園入園料を無料化</p> <p>平成25年度 「京都市キャンパス文化パートナーズ制度」の対象者拡大<br/>市内小中学生について、元離宮二条城入城料、無鄰菴・岩倉具視<br/>幽棲旧宅入場料を無料化</p> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

240 学区毎に，市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。

① 地域の集会所については，自治会等による地域活動の拠点や災害時の避難所として利用される重要な役割を担う施設であると考えております。

そのため，住民福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として，自治会・町内会が行う集会所の新築や老朽化に伴う修繕，耐震工事などに要する費用の一部を補助してきたところですが，本市の財政状況が厳しい中，市内各所から集会所の新築，改修等に係る多くのお問合せをいただいております。お待ちいただいている地域が多数あるなど，直ちに御要望に沿うことが難しい状況であり，年間の交付対象先については，区役所・支所における希望団体とのヒアリング結果等を踏まえ，緊急性等を考慮して決定しているところです。

今後も，自治会等の地域からの要望に基づき，自主的な地域活動の一助となるよう支援を継続してまいります。

② また，区役所・支所の会議室については，公務使用の予定がある場合や，公序良俗に反する恐れがある場合を除き，基本的には，広く市民にご利用いただいております。

なお，セキュリティ確保の観点から御利用いただける時間が異なるなど，会議室利用に関しては，各区役所・支所が庁舎管理者として要綱を定め，対応しております。

**(平成30年度予算額)**

・集会所新築等補助金 17,250千円

※ 補助金交付限度額及び補助率

新 築：総工事費の1/2以内，限度額8,000千円

増改築・修繕：総工事費の1/2以内，限度額4,000千円

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 |  | NO. | 240 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答  |     |     |
|                  | <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt; 補助金交付件数実績 &gt;</p> <p>平成26年度 7件</p> <p>平成27年度 16件</p> <p>平成28年度 7件</p> <p>平成29年度 16件 (予定)</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答   |  | NO. | 241 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答  |     |     |
| 241 いきいき市民活動センターは、全行政区に設置すること。耐震改修，設備改修，バリアフリー化，多目的トイレの設置を進めること。 | <p>① いきいき市民活動センターは，コミュニティセンター廃止後の既存施設を市民共有の貴重な社会資源として有効に活用するという観点から転用したものであり，その経過及び本市の厳しい財政状況から，新たに施設を増設することは考えておりません。</p> <p>老朽化が進んでいる施設も多いため，基本的な機能維持のための耐震改修や施設・設備改修を行っており，平成25年度から順次トイレの和式便器を洋式便器に取り替えるバリアフリー化工事を進め，平成29年2月には，全センターへの設置が完了したところです。多目的トイレについても，スペースや経費の課題はありますが，一部のセンターに設置しております。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき市民活動センター修繕費 48,040千円</li> </ul> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答   |   | NO. | 242 |
|--------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容            | 回 答   |     |     |
| 242 早期に文学館を設立すること。 | <p>① 本市出身の作家や本市を舞台にした作品も多く、市内にはそれらのゆかりの地も多くあります。これらを一つの施設で集約する文学館を建設することは極めて困難ですが、インターネット等により市内各所の文学ゆかりの地を広くお知らせするなど、文学に関する取組を進めてまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成 9年3月 京都市文化観光情報システム稼働<br/>※ 文学関連情報を発信</p> <p>平成22年4月 京都市文化観光情報システムを「京都観光N a v i」に全面リニューアル</p> <p>平成23年3月 京都さくらマップ2011で「文豪たちが描いた桜風景」を特集</p> <p>平成24年9月 「古典の日に関する法律」が公布、施行。以降、市民が古典に親しむことができるよう、フォーラムや朗読コンテストを実施</p> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

## VI 中小企業、伝統産業・商工業の振興を

## 243 以下の雇用対策に取り組むこと。

- ・失業者・転職者の相談窓口のさらなる充実，懇切丁寧な就労支援をおこなうこと。
- ・公的就労制度を創設すること。
- ・市独自の雇用創出，企業への要請など，さらに取り組むこと。
- ・雇用創出担当部長を復活させるなど，体制強化をはかること。

- ① 本市では，雇用対策を推進するに当たり，関係各局が情報交換を積極的に行うなど，全庁体制で取り組んでおります。
- ② 生活保護受給者を含む生活困窮者に対しては，キャリアカウンセラー等がカウンセリングを通じて就労意欲の喚起等を行う「就労意欲喚起等支援事業」の実施や，ハローワークとの連携により保健福祉センター（福祉事務所）等で専門のナビゲーターが求人紹介等を行う「福祉・就労支援コーナー」の設置等，様々な取組を進めており，平成26年度から継続して，毎年延べ1,800名以上の方が就労に結び付くなどの成果をあげております。
- ③ また，平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い，生活保護に至る前の段階の生活困窮者からの相談に対応するため，専門の相談窓口を設置し，上記に記載の様々な就労支援事業を活用しながら，対象者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでおります。
- ④ このほか，「京都市わかもの就職支援センター」では，就職活動前の大学低年次生も対象とし，市内中小企業と若者との交流を促進するほか，大学への出張セミナーやカウンセリングにより職業観を醸成し，卒業後の多様な選択肢を描ける担い手の育成を推進しております。
- ⑤ さらに，本市，労働局，府が共同で運営するWEBサイト「京のまち企業訪問」では，3,800社を超える京都企業の魅力を紹介しており，引き続き，学生をはじめとする求職者等に対し，企業の理解の促進を図ってまいります。

(次ページに続く)



|                         |  |     |       |                     |          |                         |          |
|-------------------------|--|-----|-------|---------------------|----------|-------------------------|----------|
| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答 |  | NO. | 2 4 3 |                     |          |                         |          |
| 要 望 内 容                 | 回 答  |     |       |                     |          |                         |          |
|                         | <p>⑥ 雇用創出に向けた取組としては、本市と府が中心となって取り組む「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト」において、平成28年度から3年間で2,500人以上の正規雇用の創出を目標に、次世代ものづくり産業を担う新事業展開や担い手育成を支援しております。</p> <p>⑦ このほか、平成29年度からは、非正規雇用や担い手不足等の課題を抱える京都の観光関連産業において、正規雇用の拡大と労働生産性の向上を図るため、府・経済界等との連携の下、専門家による相談支援や、首都圏をはじめとする求職者を対象とした市内中小企業の魅力発信を行うなど、正規雇用化を促進する取組を実施しております。</p> <p>⑧ また、経済団体への要請はこれまでから行っており、平成29年12月には、「正規雇用の拡大と賃上げ、長時間労働の是正等」について、本市と労働局及び府が共同して経済団体に対して要請を行ったところです。</p> <p>⑨ なお、体制については、平成29年度には、長時間労働の是正、不本意な非正規雇用の解消、ブラック企業・ブラックバイトの根絶などに向け、雇用の質の向上を図る「ひとを大切に作る京都ならではの働き方改革」の取組をより一層推進するため、産業戦略部に「ひと・しごと環境整備担当部長」を、同部産業政策課に「ひと・しごと環境整備係長」をそれぞれ増員するとともに、同課雇用創出等担当課長を「ひと・しごと環境整備担当課長」に改称するなど、強化しました。</p> <p>⑩ 雇用行政は本市の重要課題であるとの認識の下、社会経済情勢に応じた体制のあり方について、今後も適宜検討してまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・京都中小企業担い手確保・定着支援事業</td> <td style="text-align: right;">64,200千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト</td> <td style="text-align: right;">21,500千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p> |     |       | ・京都中小企業担い手確保・定着支援事業 | 64,200千円 | ・京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト | 21,500千円 |
| ・京都中小企業担い手確保・定着支援事業     | 64,200千円   |     |       |                     |          |                         |          |
| ・京都次世代ものづくり産業雇用創造プロジェクト | 21,500千円   |     |       |                     |          |                         |          |

| 平成30年度予算要望に対する回答 |  | NO. | 243 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答  |     |     |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光関連産業安定雇用促進事業 33,000千円<br/> (うち首都圏をはじめとする求職者に対する中小企業の魅力発信事業 11,095千円)</li> <li>(うち宿泊業, 飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業 20,905千円)</li> </ul> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 244 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| 244 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。 | <p>① 平成24年4月から、中小企業の視点に立った経営支援をより効率的かつ効果的に実施するため、本市の相談窓口を京都商工会議所中小企業経営支援センターの各支部及び京北商工会の市内5箇所の経営相談窓口と一体的に運用しております。</p> <p>この中で経営支援員による窓口・訪問相談の実施をはじめ、中小企業診断士による専門相談や経営、法務、財務、税務、労務、技術等様々な分野における専門家派遣を実施しており、中小企業が抱える多様な課題や様々なニーズにワンストップで応える相談体制を構築し、きめ細やかな対応を実施しているため、区役所へ専門の相談員を配置することは検討しておりません。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営支援体制の強化 72,000千円</li> <li>・ 中小企業事業承継支援体制の強化 7,200千円</li> <li>・ 中小企業創業・経営支援事業 12,012千円</li> </ul> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 245 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| <p>245 中小零細業者を対象にした、貸し工場等の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの施策を実施すること。</p> | <p>① 中小企業の固定費については、健全な経済活動の中で個々の事業者が自己負担すべきものであり、こうした費用を幅広く助成すべき性質のものではないと考えております。そのため、本市では、中小企業が固定費を自ら負担できるよう、コスト削減や販売不振への対応などの様々なニーズに専門家がきめ細やかに対応する経営相談や低利の融資制度を通じ、健全な経営の確立を支援しております。</p> <p>また、固定資産税についても、固定資産の保有という事実に着目し、その資産価値に応じて公平に課税されるべきものと考えております。</p> <p>② 設備投資への助成としては、平成26年度から京都市伝統産業設備改修等補助制度により、伝統産業製品等の製造に支障が生じることのないよう、助成を実施しており、引き続き、既存の支援制度を活用してまいります。</p> <p>③ また、京都市企業立地促進制度を創設し、本社、工場、開発拠点、研究所の新增設に対して支援しており、特に平成27年度からは、中小企業に対する支援内容の充実を図り、より一層の事業拡大等を支援する制度としております。引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進助成 641,000千円</li> <li>・伝統産業設備改修等補助制度 45,000千円</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成14年 4月 「企業立地促進制度」の創設(141件指定)<br/>(平成29年12月末現在)</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答   |   | NO. | 246 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答   |     |     |
| 246 中小企業に対する本市制度融資の保証料のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。 | <p>① 保証料や利子については、本来、融資を利用する者が負担すべき性質のものであること、多額の財政負担を伴うものであることから、一律にその軽減や補給を実施する考えはありません。</p> <p>なお、経営改善に取り組む中小企業への支援施策として、経営支援と合わせた保証料割引制度、一定の要件を満たすことで利用できる国の「経営力強化保証」に対応した「あんしん借換資金」や「開業・経営承継資金」において保証料の引下げを実施しており、中小企業の負担軽減に努めております。</p> <p>また、返済猶予期間の長期化による負担軽減は、後年度の返済負担金額が大きくなり、中小企業の経営を圧迫するおそれがあることから実施は考えておりません。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答                            |   | NO. | 247 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容                                     | 回 答   |     |     |
| 247 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。 | <p>① 本市融資制度の利用に際しては、市内200店舗を超える金融機関の窓口で直接申込みが行える方式を採用することで、利用者の利便性の向上や融資手続の迅速化を図っていることから、本市による融資あっせん業務を再構築することは検討しておりません。</p> |     |     |

| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答  |  | NO. | 2 4 8 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容  | 回 答  |     |       |
| <p>2 4 8 公共事業・物品購入について、下請けも含め地元中小企業への発注率・発注額ともに引き上げること。分離・分割発注につとめること。</p> | <p>① 公契約基本条例において、「本市は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き、市内中小企業へ発注するよう努めるものとする」と定めており、この条例に基づき、分離・分割発注など市内中小企業の受注機会の増大が図られるよう努め、地域経済の活性化及び雇用の創出に寄与してまいります。</p> <p>② 本市の公共事業については、法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件においても、市内中小企業が元請として参画できるよう、共同企業体方式を採用するほか、橋りょうなど高度な技術力を要する案件においても、市内中小企業を構成員の一員とすることを条件とする共同企業体方式を採用するなどの工夫を重ねております。</p> <p>その結果、平成 2 8 年度の市内中小企業との契約件数は約 8 4 % と高い比率を維持しております。</p> <p>③ 市内中小企業の下請への参入については、ホームページ（入札情報館）、入札公告及び契約約款において、下請契約等での市内中小企業の選定に努めるよう明記するとともに、市外企業を下請負人に選定した元請企業には「市外業者選定理由書」の提出を求めていること、これらの結果、平成 2 8 年度の下請企業の約 7 割が市内中小企業となっております。</p> |     |       |

| 平成30年度予算要望に対する回答                |  | NO. | 249 |
|---------------------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容                         | 回 答  |     |     |
| 249 低入札の防止にむけ、入札制度のさらなる改善を行うこと。 | <p>① 本市においては、これまでからも様々なダンピング対策に取り組んでおり、平成29年4月には、平成28年度に引き続き、本市の低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げるための算定基準の改正を国と同様に行うなど、入札制度改革を実施しております。</p> <p>今後も引き続き、しっかりと取り組んでまいります。</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b><br/> 最近のダンピング防止のための主な制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事における予定価格の事後公表の適用範囲の拡大<br/>(WTO協定適用基準額以上→予定価格2億円超)</li> <li>・ 工事及び工事関連業務委託における低入札調査基準価格及び最低制限価格制度の全件導入</li> <li>・ 工事及び工事関連業務委託における低入札調査基準価格及び最低制限価格の全面事後公表化</li> <li>・ 工事及び工事関連業務委託における低入札調査基準価格及び最低制限価格の積算基準の引き上げ</li> </ul> |     |     |



## 要 望 内 容

## 回 答

250 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。伝統産業実態調査を行い、職人の後継者育成をはかり、従事者の賃金及び工賃の底上げをはかること。新商品の開発、販路の拡大を支援すること。

① 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については、業界に対する次年度の需要調査の結果を踏まえ、一定ニーズに応えることができる予算を計上しております。

② 伝統産業に係る実態調査については、京都市伝統産業設備改修等補助制度において、申請事業者に対する個別訪問による聞き取り、過年度の制度利用者へのアンケート、また業界への需要調査等、幅広く実施しております。

また、平成30年度には、昭和30年から3年に1度実施されている、西陣機業の全数調査である西陣機業調査を実施する予定です。これまでの調査を基に、第3期京都市伝統産業活性化推進計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、最新の状況を把握することにより、後継者育成をはじめとする業界の諸問題に対し、より効果的な対応を検討してまいります。

あわせて、工賃の引上げについては、西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し、丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり、本市においてもホームページ等で周知を行っております。

引き続き、育成のための資金交付や、次代を担う若者の伝統産業企業への就職支援を行い、後継者の育成に積極的に取り組んでまいります。

③ 平成30年度においては、これまでパリ市と共同で実施してきた「京もの海外進出支援事業」の実績を活かし、海外での新たな市場開拓に向けて、引き続きパリ市との連携を深めながら取り組んでまいります。

## (平成30年度予算額)

・「京都×パリ」京ものアート市場開拓支援事業

29,000千円【政策的新規・充実】

・京都市伝統産業設備改修等補助 45,000千円

・技術後継者育成事業 4,000千円

・若手職人等就業支援事業

(京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト)

2,807千円 (次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 |   | NO. | 250 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答   |     |     |
|                  | <p>・販路開拓,産地商品宣伝事業 24,151千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>&lt;京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト&gt;<br/>(平成29年度)<br/>のべ41事業者50名に対し,新規雇用者の指導等に対する費用に補助金を交付</p> <p>&lt;京もの海外進出支援事業&gt;<br/>(平成29年度)</p> <p>・パリにおける展示商談会・国際見本市(予定)<br/>会期:平成30年1月9日~17日(展示商談会),<br/>19日~23日(国際見本市)</p> <p>参画事業者数:16社</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |   | NO. | 251 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |     |
| <p>251 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ，道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する振興協議会をつくること。</p> | <p>① 工賃の引上げについては，西陣織工業組合が京都市内の組合員に対し，丹後地区絹織物業最低工賃基準以上の金額で業務を委託するよう周知しているところであり，本市においてもホームページ等での周知を行っております。</p> <p>② 道具類の確保，織機等のメンテナンスを担う担い手の養成と確保については，「京都伝統産業道具類協議会」において，平成27年度から，織機の技術の養成を目的とした研修を実施しているところであり，引き続き，これらの取組を支援してまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b><br/> ・ 販路開拓,産地商品宣伝事業 24,151千円</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答                                 |  | NO. | 252 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容  | 回 答  |     |     |
| 252 友禅職人の工賃の引き上げ，各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。 | <p>① 京手描友禅の価値を消費者に伝え，需要の拡大を図るため，業界が率先して取り組む京手描友禅のトレーサビリティシステム運用の支援を行っております。</p> <p>また，後継者育成については引き続き，育成資金の交付や「伝統産業技術後継者育成研修」を実施するとともに，次代を担う若者の伝統産業企業への就職支援に，積極的に取り組んでまいります。</p> <p>平成30年度からは，伝統産業業界における後継者確保や技術継承と，障害のある方の就労支援・職域拡大という社会的課題の解決を図るため，両者のマッチングを通じた伝福連携を推進してまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術後継者育成事業 4,000千円</li> <li>・伝統産業技術後継者育成研修（地方独立行政法人京都市産業技術研究所）<br/>16,150千円</li> <li>※法人予算により実施（京都市産業技術研究所運営費交付金の一部）</li> <li>・若手職人等就業支援事業<br/>（京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト）<br/>2,807千円</li> <li>・京都市伝福連携担い手育成支援事業 5,000千円【政策的新規・充実】</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>&lt;伝統産業技術後継者育成研修（地方独立行政法人京都市産業技術研究所）&gt;<br/>（平成29年度）<br/>京友禅（手描）受講者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎コース：16名</li> <li>・プロ養成コース：7名</li> <li>・専門コース：平成30年2月～3月開講予定，定員16名×2コース</li> </ul> <p>&lt;京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト&gt;<br/>（平成29年度）<br/>のべ41事業者50名に対し，新規雇用者の指導等に対する費用に補助金を交付</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |   | NO. | 253 |
|---|---|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答   |     |     |
| <p>253 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。</p> | <p>① 平成18年のいわゆる「まちづくり三法」の見直しでは、大規模小売店舗立地法が法の目的である周辺生活環境保持の機能を果たしていると評価されております。</p> <p>② また、小売業を行う店舗の立地に際しては、地域的な需給調整を勘案しないという国の経済政策の方向性は堅持されております。</p> <p>③ 一方、本市では、「京都市商業集積ガイドプラン」を平成12年6月から運用し、無秩序な商業開発の抑制に大きな効果を上げております。</p> <p>④ 今後とも、「京都市商業集積ガイドプラン」を適切に運用し、地域の特性に応じた魅力ある商業集積の実現を図ってまいります。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答                                  |  | NO. | 254 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| 254 企業立地促進助成制度については、大企業を除外し、中小企業のみを対象とした制度に見直すこと。 | <p>① 企業立地促進制度は、産業振興、雇用の増加、税収の増加を目的に、「市内企業の移転流出防止」及び「市外からの企業誘致」を図るため、企業の本社、工場、開発拠点、研究所の新增設等を促進する支援制度として、平成14年度の制度創設以降、141件の指定を行ってきました。</p> <p>② 平成27年度には、中小企業について助成期間を5年とするとともに、京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”認定企業」を「京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金」の対象とするなど、中小企業に対する支援内容の充実を図り事業拡大をより一層支援する制度としております。引き続き、京都経済の活性化のため、中小企業の市内での事業展開を支援してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)<br/>・企業立地促進助成 641,000千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)<br/>平成14年4月 「企業立地促進制度」の創設(141件指定)<br/>(平成29年12月末現在)</p> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

255 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店の実態調査を行い、小売店・商店街の振興をはかるものとする。空き店舗の効果的活用をはかること。総合的な商業振興策を確立し、具体化をはかること。

- ① 本市においては、これまでから京都府とも連携し、市内全商店街へのヒアリングを行い、各商店街の現状について把握しております。  
平成29年度からは、役員・会員の高齢化による担い手不足のため、事業に取り組めていないという声を踏まえ、コーディネーターを派遣し、大学等とのマッチングを図り、その知恵やアイデア等を活かした商店街活性化事業に取り組んでいるところです。  
現在、大学生の視点を活かした商店街のマップづくりなど、4商店街において、それぞれ地域の特性を踏まえた取組を進めております。  
今後とも、事業者や商店街の利用者である地域の声を聞きながら、まちづくりの一環として商店街の活性化を推進してまいります。
- ② 商店街の空き店舗対策については、これまでから商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備に対する助成、イベントなどの商店街の賑わいづくりや、アーケード・街路灯の設置など、商店街の魅力を向上させる取組への支援を行ってきたところです。  
平成27年度及び平成28年度には、これらの取組に加えて、空き店舗所有者と出店希望者の信頼関係の構築に重点をおいて両者のマッチングを図る「空き店舗流通促進モデル事業」に取り組み、計16件の成約につなげました。  
平成29年度からは、「商店街空き店舗解消促進事業」として、ウェブサイトの内容を一新し、空き店舗所有者や首都圏を含む出店希望者を広く募集するとともに、新規出店に伴う店舗改装工事費等の一部を補助する制度を創設しました。  
また、出店希望者向けに講演会及び物件見学会を開催し、空き店舗物件に加え、商店街や近隣の魅力ある文化観光資源の見学、商店街の若手事業者の取組の紹介なども行いました。  
引き続き、商店街をはじめ、地域や不動産業者とも連携しながら、空き店舗の更なる解消に取り組んでまいります。

(次ページに続く)

|                         |  |     |       |
|-------------------------|--|-----|-------|
| 平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答 |  | NO. | 2 5 5 |
| 要 望 内 容                 | 回 答  |     |       |
|                         | <p>③ 本市では、「京都市商業活性化アクションプラン2011」に基づき、商店街の振興を含む全33事業を平成27年度まで実施してまいりました。</p> <p>平成28年度からは、今日のめまぐるしい商業環境の変化に対応するため、長期の商業振興計画を策定するのではなく、新たに学識者等で構成する商業振興アドバイザー会議を設置し、実施施策の検証や新規施策の立案等について、本市の商業施策全般について幅広い御意見をいただきながら、施策を推進する体制を確立しました。</p> <p>今後とも、事業者や市民の生の声をお聞きしながら、商店街の賑わい創出を支援し、京都らしい魅力ある商業の活性化を進めてまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等支援事業 44,260千円</li> </ul> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト、商店街等環境整備事業、商店街等競争力強化事業</li> </ul> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月 「京都市商店街の振興に関する条例」施行</li> <li>平成23年3月 「京都市商業活性化アクションプラン2011」策定</li> </ul> |     |       |



## 要 望 内 容

## 回 答

256 堀川団地再整備については、商店、関係者との合意を前提に、府に対して家賃の値上げをおこなわないよう求めること。ていねいに協議し意見を反映させること。

① 堀川団地の再生については、京都府及び京都府住宅供給公社が、平成25年9月以降、それまでの整備方針に反対していた商店街に対して意向調査を実施し、対応案を検討した結果、「中4棟改修・南北2棟建替え」及び「西陣アート&クラフトセンター（仮称）」の設置を軸とした整備方針に見直しました。

現在、団地入居者や商店街等へ御意向の聞き取りを行いながら、堀川団地再生方針である「アートと交流」をテーマに、伝統産業の振興と地域の活性化、団地再生が両立するような再整備計画の検討を進めております。

② 出水1棟及び2棟においては、空きのあった2区画のテナント出店者が決定し、出店準備を進めるとともに、出水3棟においては、平成30年3月に改修工事が完了する予定です。下立売棟においては、平成30年3月に実施設計が完了する予定です。

また、上長者町棟についても「西陣アート&クラフトセンター（仮称）」への建替えに向け、平成29年11月に除却工事が完了し、現在、埋蔵文化財試掘調査を実施しており、平成30年度中に工事着手する予定です。

③ 本市としては、家賃等については管理者である京都府の責任において設定されるべきものであると考えておりますが、地域住民や商店等の関係者に寄り添った丁寧な説明を行ったうえで再整備計画を進めることや、本市のまちづくりの考え方を十分に踏まえた再整備計画とする点においては、引き続き強く働き掛けてまいります。また、継続して庁内関係部局及び京都府の関係部局との連携を図りながら、団地住民及び地域住民等の意向の把握に努めるとともに、地元発意のまちづくりの具体化を促し、ニーズに応じた支援を行ってまいります。

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 |   | NO. | 256 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答   |     |     |
|                  | <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成28年 5月 上長者町棟入居者向け除却説明会<br/> 9月～平成29年4月<br/> 上長者町棟周辺住民向け除却工事及び跡地活用についての説明会(合計3回開催)</p> <p>10月～平成29年2月<br/> 上長者町棟建替予定地のボーリング調査, 近隣住宅家屋調査</p> <p>12月～平成29年3月<br/> 出水3棟実施設計</p> <p>平成29年 4月 「西陣アート&amp;クラフトセンター(仮称)」整備及び運営事業者決定</p> <p>4月～11月<br/> 上長者町棟除却工事</p> <p>10月 出水3棟改修工事の工事請負契約締結</p> <p>11月 下立売棟改修工事の実施設計業務委託者決定</p> <p>11月～ 上長者町棟埋蔵文化財試掘調査<br/> (試掘調査の結果によっては, 埋蔵文化財本調査を実施(半年程度))</p> <p>※ 上記取組は, 京都府及び京都府住宅供給公社が取組主体であり, 本市は「堀川団地まちづくり懇話会」「堀川団地まちづくり協議会」「堀川団地再生・事業推進委員会」に委員やオブザーバーとして参画しております。</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 257 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| <p>257 買い物弱者について実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元の事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。</p> | <p>① 買い物弱者対策については、近年、大手スーパーや中小小売店等による移動販売や宅配サービス等のほか、社会福祉協議会やNPO団体等による家事支援を含めた買い物代行など、福祉的な観点を含めた多様なサービスが実施されており、本市としては、新たに参入を希望する事業者や団体に活用可能な支援メニュー等を紹介することで、買い物環境の向上に努めてまいります。</p> <p>② また、支援が必要な高齢者に対しては、現在、介護保険による訪問介護サービスの一環としてホームヘルパーが買い物の代行等を行っており、引き続き、適切な生活支援サービスが提供されるよう、関係機関とも連携を図ってまいります。</p> <p>③ 加えて、平成28年度から、各区単位で配置した「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通して、買い物支援を含む高齢者の多様なサービスニーズに対応するため、地域ケア会議と連携しながら、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手養成等の資源開発に取り組んでいるところであり、今後とも地域における支え合い体制の構築を進めてまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b><br/> ・生活支援サービスの基盤整備 82,068千円</p> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b><br/> 平成23年 9月～ 買い物環境実態調査の実施<br/> 10月～ ネットスーパー社会実験の実施<br/> 平成25～26年度 京都市買い物環境支援事業の実施</p> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 258 |   |          |                        |         |          |         |
|---|--|-----|-----|---|----------|------------------------|---------|----------|---------|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |   |          |                        |         |          |         |
| 258 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、具体的な取り組みの支援を行うこと。 | <p>① これまでから実施している「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実やフィルムツーリズムの推進に加え、平成28年度から新たに、市民にエキストラとして映画・ドラマ等に出演していただくボランティアエキストラ登録制度を立ち上げ、制作者、市民、双方に活用いただくことにより、撮影環境の改善とシビックプライドの醸成を図っております。</p> <p>② 今後も「京都市メディア支援センター」におけるロケ支援や、「京都映画祭」の成果を継承されている「京都国際映画祭」への支援等を通じ、映画文化・産業の振興、地域の活性化に取り組んでまいります。</p> <p>③ マンガ・アニメ、ゲーム、映画などの京都のコンテンツ産業の更なる発展と振興及びクロスメディア展開を促進するため、オール京都の産学公連携の下に実施している「KYOTO CMEX (KYOTO CrossMedia Experience)」を、各種イベントが連携して実施される世界最大規模の統合的フェスティバル「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の一環として、引き続き開催してまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>・KYOTO CMEX (KYOTO CrossMedia Experience) の開催</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>・地域映像コンテンツの活用促進・情報発信事業</td> <td>1,718千円</td> </tr> <tr> <td>・京都国際映画祭</td> <td>5,000千円</td> </tr> </table> <p><b>(経過・これまでの取組等)</b></p> <p>平成9年12月 第1回京都映画祭の開催 (～平成24年度)</p> <p>平成17年 2月 京都市ロケーション・ヘルプデスクの設置</p> <p>平成21年 9月, 10月<br/>KYOTO CMEX2009の開催 ※以降、毎年開催</p> <p>平成21年 京都市フィルム・オフィスの開設 (次ページに続く)</p> |     |     | ・KYOTO CMEX (KYOTO CrossMedia Experience) の開催 | 12,000千円 | ・地域映像コンテンツの活用促進・情報発信事業 | 1,718千円 | ・京都国際映画祭 | 5,000千円 |
| ・KYOTO CMEX (KYOTO CrossMedia Experience) の開催                 | 12,000千円   |     |     |   |          |                        |         |          |         |
| ・地域映像コンテンツの活用促進・情報発信事業  | 1,718千円  |     |     |   |          |                        |         |          |         |
| ・京都国際映画祭  | 5,000千円  |     |     |   |          |                        |         |          |         |

| 平成30年度予算要望に対する回答 |   | NO. | 258 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答   |     |     |
|                  | 平成25年11月 京都市メディア支援センターの開設<br>平成26年 4月 立誠シネマ×シネマカレッジ京都開始（～29年8月）<br>10月 第1回京都国際映画祭の開催 ※以降、毎年開催<br>平成28年10月 京都市ボランティアエキストラ登録制度を開始 |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

## VII 農林業の振興を

259 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の追い上げ・捕獲を強化すること。有害鳥獣被害対策を抜本的に強化し予算を大幅に増額すること。シカの頭数を大幅に減らすこと。

① 有害鳥獣対策については、農家団体への防除柵の設置助成や地域ぐるみの鳥獣対策への支援などの防除対策と猟友会等の協力による捕獲対策を組み合わせ効果的に行うことにより、市内全体の平成28年度の農林作物被害額は、ピーク時の平成22年度から、約7割以上減少しております。

② イノシシ、シカについては、市内農協や森林組合、本市等で構成する「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」の取組<sup>※</sup>と連携して、防除対策の推進、捕獲の強化に取り組んでおります。

イノシシについては、平成29年度に、蹴上周辺の市街地に相次いで出没し、人身被害を起こす事態となっており、市民の安心安全を確保するため、専門家による進入経路の特定調査や破損フェンスの修理、東山周辺での捕獲檻の設置等、地域と連携して市街地への侵入防止に係る緊急対策を実施しております。

平成30年度は、市街地への侵入防止策を強化するため、野生鳥獣出没調査、捕獲檻での捕獲などとともに、国の捕獲報奨金に加えて新たに本市独自の奨励金制度を導入し、取り組んでまいります。

また、シカについては、平成26年度から国の捕獲報奨金に加えて本市独自の奨励金を活用した結果、平成28年度は、1,000頭を上回る捕獲実績を上げました。引き続き、捕獲強化に取り組んでまいります。

③ サルについては、京都府や大津市等とも連携し、引き続き、地域の被害状況に応じた追払いや捕獲に取り組んでまいります。

④ アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、専門機関による捕獲を実施しており、引き続き、市域からの根絶を目指し、専門機関と連携のうえ、取組を推進するとともに、隣接自治体との情報共有及び協議を実施してまいります。

(次ページに続く)

## 要 望 内 容

## 回 答

⑤ 今後とも、被害防止の推進のため、関係局区で構成する「京都市野生鳥獣被害対策会議」において連携を図り、全庁をあげて有害鳥獣対策を推進してまいります。

※「京都市農林作物鳥獣被害対策協議会」では、国や府の制度も活用しながら、防除柵の設置や捕獲活動の支援など総合的な有害鳥獣被害防止対策を推進しております。

**(平成30年度予算額)**

## &lt;市民生活被害対策&gt;

- ・野生鳥獣による生活環境被害防止対策及び自主防除組織支援対策

6, 100千円【政策的新規・充実】

## &lt;農林業被害対策&gt;

- ・有害鳥獣被害防止対策事業 8, 000千円
- ・有害鳥獣等許可業務 2, 936千円
- ・総合獣害対策事業 97, 200千円  
(うち捕獲奨励金 21, 000千円)  
(うち野生鳥獣の市街地への侵入防止対策

11, 200千円【政策的新規・充実】)

**(経過・これまでの取組等)**

## &lt;農林作物被害額の状況&gt;

平成23年度 232, 357千円  
 平成24年度 227, 278千円  
 平成25年度 144, 237千円  
 平成26年度 92, 136千円  
 平成27年度 80, 170千円  
 平成28年度 71, 111千円

| 平成30年度予算要望に対する回答                      |  | NO. | 260 |
|---------------------------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容                               | 回 答  |     |     |
| 260 枯死木対策にとどまらず、ナラ枯れ・松枯れ対策を抜本的に強めること。 | <p>① ナラ枯れ及び松枯れ対策については、国及び府と連携し、引き続き、伐倒駆除等に取り組むとともに、景観保全に重点をおいて、ヤマザクラやイロハモミジ等の四季の彩りが感じられる樹種を選定し被害跡地の植栽を行うなど、京都らしい山並みへ再生させる取組を推進してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四季・彩りの森復活プロジェクト 10,940千円</li> <li>・ 森林病虫害被害防止対策事業 16,445千円</li> </ul> |     |     |



| 平成30年度予算要望に対する回答  |  | NO. | 261 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| 261 産業振興，CO2排出削減や災害対策からも，<br>荒廃した森林の植林，間伐など森林整備を一層強化すること。 | <p>① 植林，間伐など林業家が行う森林整備に対する支援に加えて，平成28年度から，「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用し，災害に強い森づくり，京都らしい森づくり，木のあるまちづくりの推進に努めております。</p> <p>平成30年度においても，森林の保全再生に加え，本市の特性を生かした木の文化の醸成につながる取組を行うなど，地域林業の活性化による森林の有する多面的機能の維持増進に努めてまいります。また，大規模集約型林業モデルとして人工林約500haを集約化し，主伐を含む集中的な森林整備に取り組み，持続可能な林業につなげてまいります。</p> <p><b>(平成30年度予算額)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備の推進 197,492千円</li> <li>・災害に強い森づくりの推進 32,600千円</li> <li>・京都らしい森づくりの推進 57,040千円</li> <li>・木のあるまちづくりの推進 25,200千円</li> </ul> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

262 北山杉をはじめ林業の振興を図ること。  
 ・公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。  
 ・みやこ柚木制度の活用条件を緩和し、工務店・設計士にも広げること。  
 ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。

- ① 「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、学校図書館において市内産木材「みやこ柚木」を使用した木材製品を計画的かつ継続的に導入するなど、公共建築物等への市内産木材の使用を積極的に進めており、民間における利用の拡大に繋げているところです。
- ② 民間への木材利用を促進するため、市内産木材を使用する住宅のリフォームに限定していた補助の対象を、平成25年度から新築住宅や店舗等に拡大し、平成27年度から店舗等への木製屋外広告物の製作に対しても助成するなど、市内産木材の活用が進むように制度の拡充を図っております。また、引き続き「みやこ柚木認証制度」を運用する京都市域産材供給協会の活動を支援し、安定した供給体制の確立に努めるなど、民間における市内産木材の需要拡大に取り組んでまいります。
- ③ 間伐材等の木質バイオマスについては、引き続き、木質ペレットストーブやボイラー導入経費の支援を行うなど、木質ペレットをはじめとしたエネルギー源としての利活用の促進に努めてまいります。

**(平成30年度予算額)**

- ・木のあるまちづくりの推進 25,200千円  
 (うち京都市内産木材の情報発信強化 10,000千円)  
 (うち市内産木材総合需要拡大事業 8,400千円)  
 (うち木質ペレット需要拡大事業 2,200千円)
- ・新規就農者育成・定住促進事業(「京都 京北未来かがやきビジョン」の推進) 253,300千円【政策的新規・充実】  
 (うち木質ペレットボイラー整備支援分 30,000千円)
- ・京都館プロジェクト2020 5,000千円  
 (うち北山丸太の魅力発信等)

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 |   | NO. | 262 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答   |     |     |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館活用促進事業 48,009千円</li> <li>・林道等整備事業 25,100千円</li> <li style="padding-left: 2em;">(うち市内産木材活用林道改良事業 18,000千円)</li> </ul> |     |     |

## 要 望 内 容

## 回 答

263 政府にTPP及びEPAの中止を求めること。食料自給率を50%に引き上げるよう国に求めること。市内農業振興と安全な食糧確保のためにも、地産地消をさらに拡大すること。

- ① 農林業分野では、国際的な市場競争力が一層求められるため、農家の体質強化、付加価値の高い米や野菜の生産体制の確立及び足腰の強い林業生産基盤の構築に向けた支援に取り組んでまいります。
- ② 食料自給率については、関係機関と連携して新規就農者等の育成及び支援に取り組み、農地の有効利用を図るとともに、経営所得安定対策等の推進や価格安定制度の活用など農家の経営安定対策を実施し、その向上に努めてまいります。
- ③ 地産地消については、京の食文化を支える京野菜の生産拡大、販売促進を図るとともに、伏見地域における酒造産業や観光産業と連携した地産地消の仕組みの構築を図っております。

**(平成30年度予算額)**

|                   |          |
|-------------------|----------|
| ・都市農業生産振興対策       | 28,600千円 |
| ・新規就農総合支援事業～農力開発～ | 35,550千円 |
| ・京の旬野菜推奨事業        | 7,651千円  |
| ・伏水・蔵まち構想の推進      | 434千円    |

**(経過・これまでの取組等)**

<平成29年度実績(12月末現在)>

|               |      |        |  |
|---------------|------|--------|--|
| ・農産物価格安定対策    |      |        |  |
| 春キャベツ(洛南,上烏羽) | 契約数量 | 290トン  |  |
| 夏秋なす(大原野)     | 契約数量 | 180トン  |  |
| ・野菜等経営安定対策    |      |        |  |
| 青とうがらし(京北)    | 契約数量 | 12.7トン |  |
| みず菜(京北)       | 契約数量 | 7.5トン  |  |
| 小豆(京北)        | 契約数量 | 1.6トン  |  |

(次ページに続く)

| 平成30年度予算要望に対する回答 |   | NO. | 263 |
|------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容          | 回 答   |     |     |
|                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・経営所得安定対策等制度加入申請件数<br/>京都市地域農業再生協議会 1,693件<br/>京北地域農業再生協議会 458件</li></ul> |     |     |

| 平成30年度予算要望に対する回答                                      |  | NO. | 264 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容   | 回 答  |     |     |
| 264 農業委員会は、農民の代表性、農地の自主管理を担う機関としての役割が発揮できるよう徹底をはかること。 | <p>① 新たな農業委員会制度に基づき、新規就農者への農地提供など農地が有効かつ適切に利用される環境整備に向けた取組体制として、平成28年度に農業委員に加え新たに農地利用最適化推進委員を設置しました。</p> <p>② 今後も農業委員会事務局や農業振興センターが、各委員と連携を強めながら、農地の適正利用を通して市内農業の更なる振興を図ってまいります。</p> |     |     |